

令和4年度第1回 袖ヶ浦市地域総合支援協議会

1 開催日時 令和4年5月13日（金） 午前10時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

会長	関口 幸一	副会長	石井 啓
委員	手塚 正二	委員	関口 三枝子
委員	藤田 桂子	委員	及川 和範
委員	西山 信男	委員	高野 圭介
委員	剣持 敬太	委員	清水 由明
委員	露崎 多佳子	委員	竹元 悦子
委員	大熊 賢滋	委員	田中 将和
委員	高橋 裕	委員	山上 拓也
委員	前沢 幸雄	委員	今井 辰夫

(欠席委員)

委員	渡邊 昭宏	委員	
----	-------	----	--

4 出席職員

障がい者支援 課長	神保 繁一
支援班班長	岡 智彦
支援班主査	佐久間 勇輔
副総括社会福祉士	進藤 健太郎

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

6 議 題

- (1) 役員を選出について
- (2) 袖ヶ浦市地域総合支援協議会の構成について
- (3) 袖ヶ浦市地域生活支援拠点事業について
- (4) 成年後見制度利用促進体制整備に係る中核機関の設置について
- (5) 日中サービス支援型共同生活援助の新規指定に係る報告及び評価について
- (6) その他

7 議 事

発 言 者	発言内容・決定事項等
<p>事務局 (佐久間主査)</p>	<p>開 会</p> <p>定刻となりましたので、ただ今より、令和4年度第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会を開会いたします。</p> <p>本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、18名であり、委員の過半数が出席していますので、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第6条第2項に規定するとおり、会議が成立したことをご報告いたします。なお、渡邊委員から欠席のご連絡及び藤田委員からは遅れる旨の連絡をいただいていることも併せてお伝えいたします。</p> <p>次に、本日の会議は、袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき公開となっており、傍聴の受付を行いました。傍聴申し込みはありませんでしたのでご報告申し上げます。</p> <p>また、会議の公開にあたり、本日の協議会は会議録作成のため録音させていただき、要点筆記により取りまとめ、会議録を公開させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。送付させていただきました資料ですが、次第、委員名簿、席次表、議題2資料、議題3資料、議題4資料、議題5資料1、議題5資料2となります。不足等はございますか。では、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今より、袖ヶ浦市地域総合支援協議会委員の委嘱状交付式を行います。</p> <p>粕谷市長から、委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。</p> <p>(各委員に委嘱状を交付)</p> <p>続きまして、粕谷市長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>粕谷市長</p>	<p>(市長あいさつ)</p>
<p>事務局 (佐久間主査)</p>	<p>ありがとうございました。本日の会議が、委員改選後にお集まりいただく初めての会議となりますので、名簿順に順次自己紹介をお願いいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(委員自己紹介)</p>
<p>事務局 (佐久間主査)</p>	<p>ありがとうございました。引き続き、本日出席しております職員を紹介いたします。</p>

事務局職員	(職員自己紹介)
事務局 (佐久間主査)	粕谷市長は公務がございますので、ここで退席させていただきます。
事務局 (神保課長)	<p>これより、議事に入ります。</p> <p>本協議会の議長につきましては、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第6条の第1項の規定により会長が務めることとなっておりますが、現時点では会長が選出されておられませんので、わたくしの方で仮の議長を務めさせていただきます。</p> <p>お手元の次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、議題1の「役員 の選出について」を議題といたします。</p> <p>袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第5条の規定により、協議会に会長及び副会長を委員の皆さまの互選により選出することとなっております。選出方法についてはいかがいたしましょうか。</p>
及川委員	事務局に案があれば、お願いしたいと思います。
事務局 (神保課長)	ただ今、事務局に案があれば、というご発言をいただきました。委員の皆さまにご異存が無いようであれば、事務局からの案があれば説明願います。
各委員	「異議なし」の声
事務局 (岡班長)	事務局といたしましては、地域総合支援協議会の発足以来、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉、また、地域総合支援協議会の実務者会においても中心的な役割を果たし、ご尽力いただいている前会長の関口幸一委員及び前副会長の石井啓委員に継続してお願いできないかと考えております。
事務局 (神保課長)	ただ今、事務局から、会長に関口委員、副会長に石井委員との案が提示されましたが、皆様いかがでしょうか。
各委員	「異議なし」の声
事務局 (神保課長)	それでは、ご異議が無いようでしたら、皆さま賛成ということで、会長に関口幸一委員、副会長に石井啓委員と決定させていただきます。関口会長、石井副会長からごあいさつをいただきたいと思います。
関口会長	(あいさつ)
石井副会長	(あいさつ)

<p>事務局 (神保課長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、会長が決定いたしましたので、ここからの議事進行につきましては、関口会長にお願いいたします。では、関口会長には議長席へご移動をお願いいたします。</p>
<p>関口会長</p>	<p>それでは、議長席に着かせていただきます。次の議事、議題2の「袖ヶ浦市地域総合支援協議会等の構成について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (岡班長)</p>	<p>——「袖ヶ浦市地域総合支援協議会等の構成について」の説明——</p>
<p>関口会長</p>	<p>ありがとうございました。何か、確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。</p>
<p>関口会長</p>	<p>ないようでしたら、続きまして、議題の3に移りたいと思います。</p> <p>続きまして、議題3「袖ヶ浦市地域生活支援拠点事業について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (岡班長)</p>	<p>——議題3「袖ヶ浦市地域生活支援拠点事業について」の説明——</p>
<p>関口会長</p>	<p>ありがとうございました。何か確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。</p>
<p>及川委員</p>	<p>地域生活支援拠点事業は事前の登録が必要とのことであるが、どのような形でニーズを把握したうえで手続きを進めていこうと考えているか教えてほしい。</p>
<p>事務局 (岡班長)</p>	<p>市のホームページで公表したり、計画相談支援員が集まる相談支援部会で該当しそうな方いるかを何うなどして把握したいと考えています。また、体制整備に時間がかかることから、該当者が増加する前に少しずつ準備をしていきたいと考えています。</p>
<p>関口会長</p>	<p>他にないようでしたら、続きまして議題4「成年後見制度利用促進体制整備に係る中核機関の設置について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (進藤副総括社会福祉士)</p>	<p>——議題4「成年後見制度利用促進体制整備に係る中核機関の設置について」の説明——</p>

関口会長	ありがとうございました。何か確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。
関口会長	総合支援協議会としてはどの立ち位置で聞いておけばよいのか。
事務局 (岡班長)	成年後見制度の利用者は非常に幅広く、福祉全体の取り組みであるということで、今回はご報告をさせていただきました。皆さんに何か協力をしていただいたり、意見をいただくものではありません。
及川委員	どのような流れで市長申立てになるのか教えてほしい。まずは、民生委員、地域包括支援センター、袖ヶ浦市基幹相談支援センターなどから相談があるのか。
事務局 (進藤副総括社会福祉士)	ケースによって様々ですが、計画相談支援員や民生委員、高齢者であればケアマネージャーからの相談もあります。
関口会長	他にないようでしたら、続きまして議題5「日中サービス支援型共同生活援助の新規指定に係る報告及び評価について」、事務局より説明をお願いします。
事務局 (岡班長)	——議題5「日中サービス支援型共同生活援助の新規指定に係る報告及び評価について」の説明——
ふる里学舎	説明
関口会長	ありがとうございました。何か確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。
関口(三)委員	グループホームや入所施設との違いは何か。
ふる里学舎	<p>入所施設との大きな違いは、入居者の方が在宅扱いとなるため、入所施設では利用できない移動支援などが使えるなどサービスの選択肢が増えることです。施設の中だけで完結するのではなく、本人にあった地域の活動場所に通所してもらいたいという思いがあります。入所施設でも通所することは可能ですが、日中サービス支援型共同生活援助のみの利用で支援が完結することは考えていません。</p> <p>また、通常のグループホームとの違いは、ユニットごとに必ず夜勤者を配置しなければならないなどの運営上の縛りがあります。世話人の配置基準も通常のグループホームは6：1、5：1、4：1でしたが、日中サービス支援型は</p>

	<p>3 : 1 が設けられております。</p> <p>在宅扱いということで地域の中で本人にあった活動ができるように地域の関係機関の皆さんと連携をしながら、通常のグループホームへの移行の足掛かりにするなど、施設を離れてワンステップ踏んで次のステージへ、という運営をしていきたいと考えています。</p>
<p>石井副会長</p>	<p>事務局にお聞きしたい。日中サービス支援型共同生活援助の評価をすることだが、具体的に評価の基準というものはあるのか。漠然とこの場で評価と言われてもどうしたらいいのかわからないところである。</p>
<p>事務局 (岡班長)</p>	<p>県から示されているのも非常に漠然としているところではあります。議題5資料2にも記載してありますが、事業所から説明いただいた運営方針や活動内容等についてと、地域に開かれたサービスを利用するという内容について評価などをしていただくところと考えています。</p>
<p>石井副会長</p>	<p>評価をしてその結果を県に報告となるので、協議会としての責任も生じてくると思うので、具体的に運営方針やサービス内容についてどのように評価をするのかわからないと評価できないと思われる。サービス内容についても何が行われていればそれを満たすのかというのがあるとわかりやすい。</p> <p>ふる里学舎蔵波にお聞きしたい。今回のグループホームの具体的な設置場所を教えてください。</p> <p>また、平面図を確認すると浴室が一つしかないように見えるが、10人+短期入所の方だと人数が多くなるので、施設からすると大浴場の方が運営しやすいのはわかるが、入居者目線で考えると、入りたい時に入るとか、あの人と一緒に入りたくないとかのニーズが多いと思われる、そのあたりをどう考えているか。</p> <p>最後に、日中活動についてまだ具体的に考えていないのかもしれないが、日中サービス支援型の類型自体が他の事業所に通えない方の支援を想定していると理解しているのだが、グループホーム内で完結する人について考えていることを教えてください。</p>
<p>ふる里学舎</p>	<p>設置場所については、ふる里学舎蔵波から公道を挟んで反対側となります。ふる里学舎蔵波の本体施設から300メートルくらい離れた子者清水という交差点の傍にあります。</p> <p>浴室については、2階にも1つ浴室があります。2階の浴室は自由に入浴できる状態になっています。メンタル的なところで人との接触がなかなかできない方や区分5以上の重度の方も多数います。2階の浴室は、主にメンタル的なケアが必要な方たちを対象としたいと考えています。1階は大浴場で集団入浴することを想定してはいますが、入浴のタイミングはそれぞれ異なるのでニーズに応じて対応していきたい。</p>

	<p>日中活動については、他の事業所に通えない人が想定されます。余暇活動や創作活動の場などは今後の運営の課題になってくると思っています。高齢の方、重度の方、メンタルの方、それぞれに見合った活動を模索していきたいと考えています。現状具体的に何をするのかは明確ではありません。入居者の選定もこれからで全体像もつかめていないので、今後入居者の面談等していく中で利用者のニーズをしっかりと聞き取ったうえで見極めていきたいと思っています。</p>
石井副会長	<p>あくまでも入居される方の目線でということの説明があったと思うが、なかなか大変なことだと思う。実際に入ってくる方に合わせて活動を組むとか、生活の支援をしていくとかは3：1の配置では厳しいかなと思った。どのような形で行っていくのかまたは是非教えてもらいたい。</p>
清水委員	<p>医療機関の協力医で袖ヶ浦さつき台病院が協力医となっているが、どのような立ち位置なのか。</p>
ふる里学舎	<p>契約をしなければ載せてはいけないという病院と、契約はせず「協力」をしてくれる病院というものがあります。今回は契約していないため、「協力」をしていただいている病院ということで記載しています。利用者が病院を利用することとなった場合は、個別でこのような施設が出来たのでこれからもお願いしたい旨を話に行きたいと考えています。</p>
大熊委員	<p>多くの人数を預かる施設なので、防災備蓄とかしないといけないと思うが、倉庫が小さいような気がする。防災倉庫は別で作るのか。</p> <p>また、屋根は太陽光パネルなのか。令和元年の台風のことを思い出すと1週間ほど電気がつかないことがあった。太陽光であれば電源が確保できると思われる。</p>
ふる里学舎	<p>防災関係についてはしっかりしないといけないと認識しています。単独で非常用の自家発電機を設置しています。令和元年の台風の件で暑い中、苦労された方も多くいましたので、空調もしっかり確保できるような設備は整えています。防災倉庫の件ですが、300m離れたところに本体施設であるふる里学舎蔵波があり、そこで近隣のグループホームを含めたエリア全体の防災用品の備蓄がしっかりされている体制となっています。非常用の食料も含めて本体施設の方でしっかり確保していく体制で運用していきたいと思っています。</p> <p>また本施設は太陽光パネルではありません。</p>
関口会長	<p>運営方針や支援内容の中に地域に開かれたサービスが記載しているところが見当たらない。外部の通所を利用すると書いてあって、それだけで地域に開かれているという評価ができるのだろうか。外部の人が自由に出入りして会議</p>

<p>ふる里学舎</p>	<p>とかで使ったりしてもらったり、地域の行事に参加するとか、地域の清掃をするとかなど地域に開かれたというところが運営方針や支援内容に見当たらない。これだと外の事業所も利用できる入所施設で、ただの入所施設の延長線上に見えてしまう。「地域に開かれた」というところを詰められた方が良いと思う。</p> <p>緊急な人はすべて受け入れるつもりなのか、選別するのか教えてほしい。例えばある障害者が家で暴れていて家族などが困っているという時に、使えるものなのか。</p> <p>利用対象者に重度高齢障害者とあるが、高齢者は介護が優先だと思われる。重度高齢障害者とはどのようなものなのか。</p> <p>入所施設が地域に開かれていないかというところではありません。ここであえて地域で交流を図るということに触れていないのは、当たり前の話だと認識していたためです。地域の方と一緒にお祭りの準備をしたり、お店と一緒に活動したり、バーベキューをするなどは入所の人でもグループホームの人でも当たり前のようにやっていることで、あえて地域との交流というところでは触れていません。今後、国の要綱等で何をもって地域で開かれているかを判断するかは評価の部分と絡む話であると思いますので、国や県に確認していきたいと思います。</p> <p>緊急な人はすべて受け入れるつもりなのかとのことですが、地域生活支援拠点事業とも絡んでくると思います。例えば他のグループホームを利用してきたが明日出て行ってくれと言われ、行き場がなくて困っている方の話はよくあります。グループホームに空きがあり、我々の支援がおよぶ範囲の方であれば受け入れてきています。しかし、結果我々の手に負えないという方も当然出てくると思われます。</p> <p>重度高齢障害者については、非常に漠然としています。国で示されている日中サービス支援型のサービスの対象者像を運営方針の中に乗せさせているところです。現状具体的にどのような方かは判断が付きません。皆さんからいろんな意見を聞きながら運営していきたいと考えています。</p>
<p>関口会長</p>	<p>入所施設が地域に開かれているからここに記載しなくても良いのではなく、日中サービス支援型はこの部分が重点的に書かれており、また評価のポイントであることから、ここがしっかり伝わるような書き方が必要だと思われる。</p>
<p>関口会長</p>	<p>他にないようでしたら、議題6「その他」、事務局からなにかありますか。</p>
<p>事務局 (岡班長)</p>	<p>会議録作成について、開会時に事務局よりお伝えいたしましたが、会議録を事務局の方で作成し委員の皆様へ送付いたしますので内容をご確認の上、修正等ありましたらご連絡いただければと思います。皆様の確認が終わりました</p>

	<p>ら、公開させていただきたいと思います。</p> <p>今年度の総合支援協議会の日程についてお知らせします。次回、第2回の総合支援協議会は10月4日（火）午前10時からを予定しております、第3回の協議会は、年が明けてからの3月17日（金）午前10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>関口会長</p>	<p>ありがとうございました。これですべての議題が終わりましたので、これで議事の方は終わりにさせていただきます。皆さまご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局 （佐久間）</p>	<p>関口会長、ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして袖ヶ浦市地域総合支援協議会を閉会といたします。本日は長時間にわたり、慎重審議いただき、誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

令和4年度 第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会

日時 令和4年5月13日（金）

午前10時00分から

場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 出席者自己紹介
- 5 議題
 - (1) 役員を選出について
 - (2) 袖ヶ浦市地域総合支援協議会等の構成について
 - (3) 袖ヶ浦市地域生活支援拠点事業について
 - (4) 成年後見制度利用促進体制整備に係る中核機関の設置について
 - (5) 日中サービス支援型共同生活援助の新規指定に係る報告及び評価について
 - (6) その他
- 6 閉会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【抜粋】

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

○袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱

平成20年3月14日告示第57号
改正

平成21年3月30日告示第63号
平成24年2月17日告示第23号
平成25年3月29日告示第59号
平成27年3月31日告示第97号
平成28年4月28日告示第111号
平成29年9月20日告示第167号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定により、障害者又は障害児への支援体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定により、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、袖ヶ浦市地域総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し提言する。

- (1) 相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策に関すること。
- (2) 相談支援機能強化事業による相談支援体制に関すること。
- (3) 社会資源の開発、改善に関すること。
- (4) 複数の支援が必要な事例への対応に関すること。
- (5) 障害者の雇用促進に関すること。
- (6) 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画及び袖ヶ浦市障害福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消に関すること。
- (8) その他障害福祉に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者本人及びその家族並びに関係団体関係者
- (2) 障害者支援関係機関関係者
- (3) 障害者支援関係機関以外の福祉機関関係者
- (4) 保健、福祉及び医療機関関係者
- (5) 教育機関関係者
- (6) 雇用機関関係者
- (7) 行政機関関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。又、解職後も同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を袖ヶ浦市個人情報保護条例（平成8年条例第15号）の本旨に従い個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の公示以後、初めての委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成21年告示第63号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第23号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

(袖ヶ浦市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱の廃止)

2 袖ヶ浦市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱（平成18年告示第140号）は、廃止する。

附 則（平成25年告示第59号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第97号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第111号）

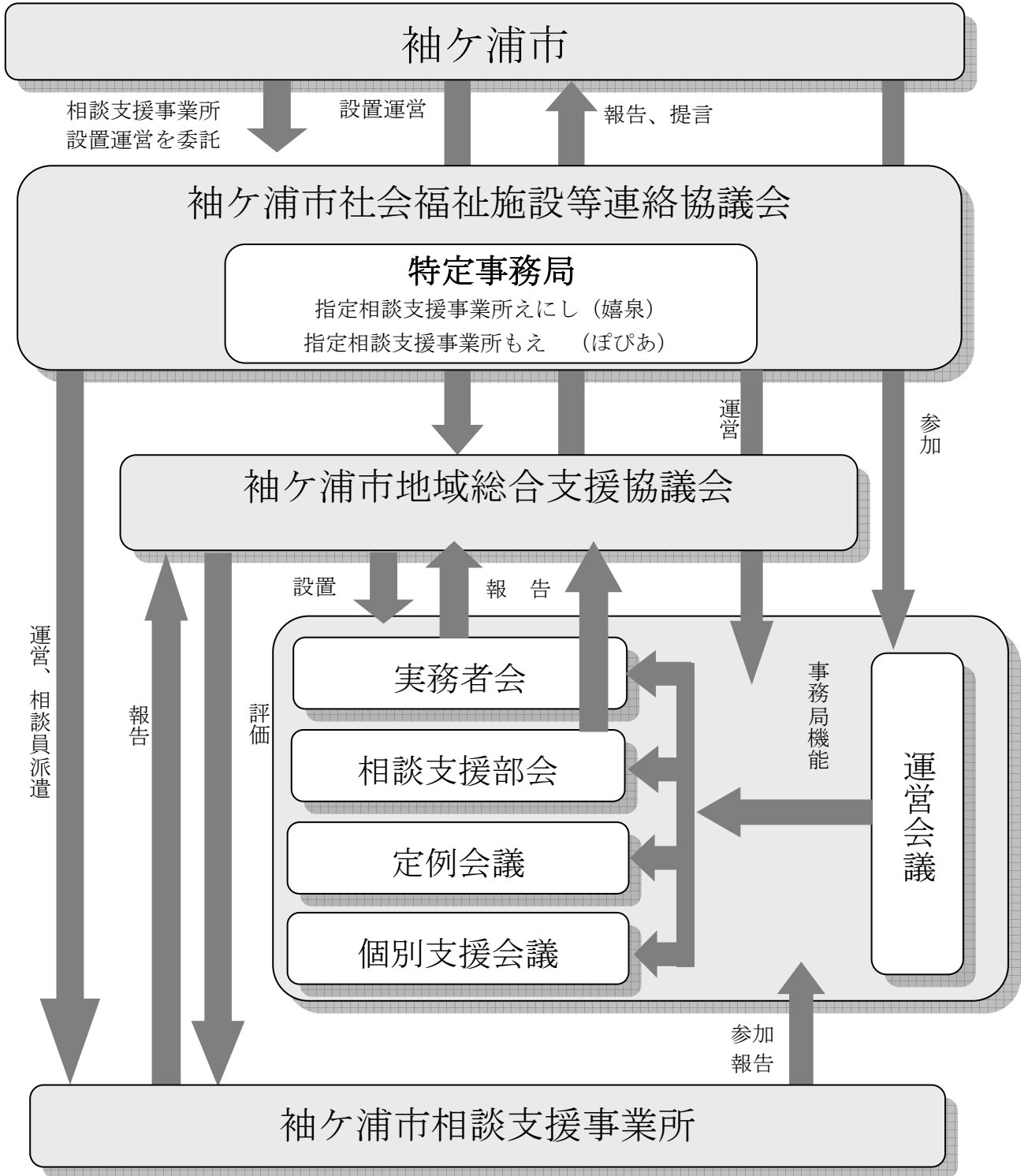
この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年告示第167号）

この告示は、公示の日から施行する。

■ 袖ヶ浦市地域総合支援協議会等の構成 ■

令和4年4月1日現在



●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の实情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

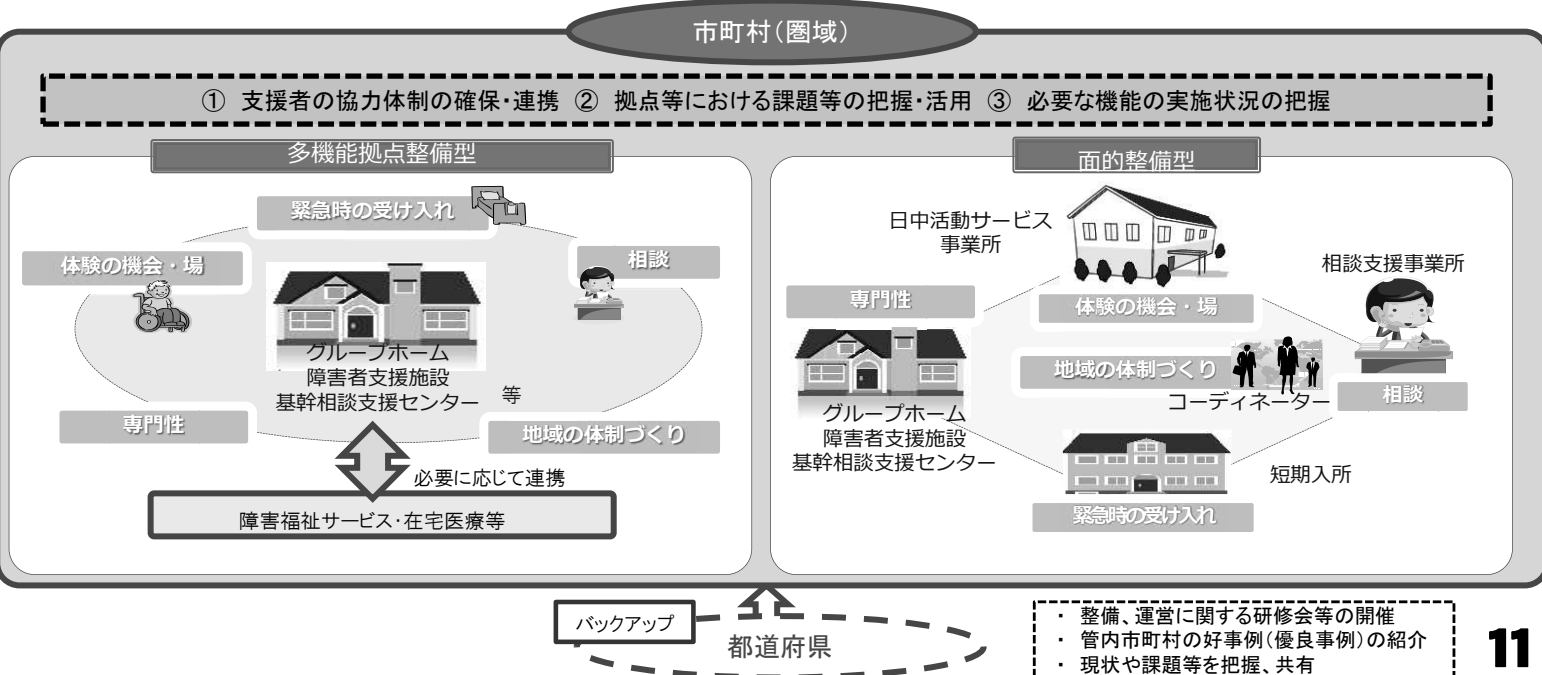
●必要な機能（具体的な内容）

- ① 相談
 - 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
- ② 緊急時の受け入れ・対応
 - 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- ③ 体験の機会・場
 - 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- ④ 専門的人材の確保・養成
 - 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- ⑤ 地域の体制づくり
 - 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能
 - ※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
 - ※ 5つの機能以外に、地域の实情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。
(例:「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等)

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の实情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点の整備について

障がい者又は障がい児の重度化・高齢化や同居家族の死亡等による介護者不在の状況に備え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、袖ヶ浦市基幹相談支援センターがコーディネーターの役割を担い、地域の事業所が機能を分担し協力して支援を行う体制を整備します。

①相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談等の支援を行います。

※当方は平日9時～17時にて対応します。
夜間休日対応の需要が増えてきた時点で対応方法を再度検討します。

②緊急時の受け入れ・対応

介護者の急病や障害者の状態変化等に対して、短期入所等を活用した緊急時の受入等の必要な対応を行います。

袖ヶ浦市基幹相談支援センター

中核的な機関としてコーディネーターの役割
を担います。

③体験の機会・場

親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供します。

④専門的人材の確保・養成

専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行います。

⑤地域の体制づくり

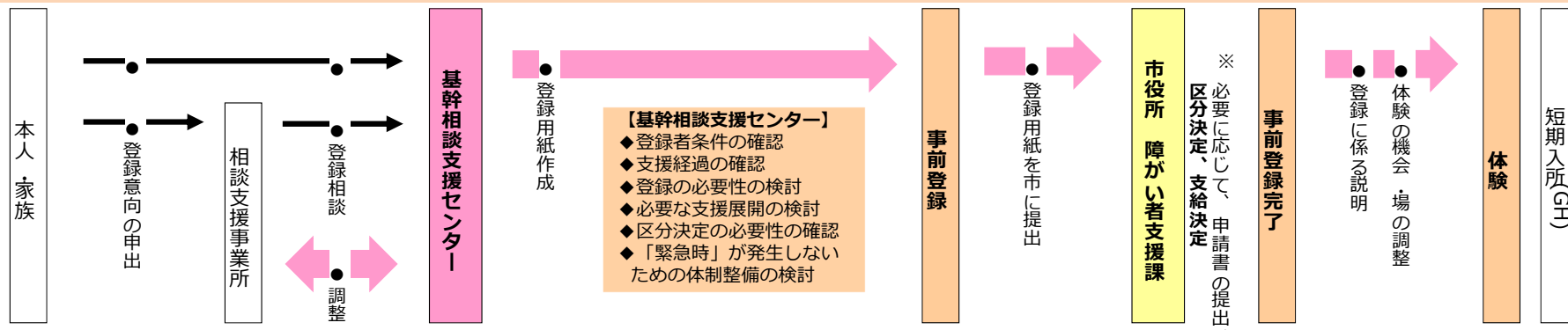
地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

- 地域生活支援拠点事業では、原則、5つの機能すべてを備えることとされていますが、地域の実情を踏まえ、必要な機能や**その機能の内容の充足の程度**については、市町村が判断します。
- 袖ヶ浦市では、既に「④専門的人材の確保・養成」「⑤地域の体制づくり」の機能を袖ヶ浦市基幹相談支援センターが部分的に担っていることから、重要度が高いと考える「①相談」「②緊急時の受け入れ・対応」「③体験の機会・場」の機能について**段階的に整備すること**とし、令和4年度から本事業を開始します。
- 「②緊急時の受け入れ・対応」では、市役所の緊急連絡体制などの**既存ネットワーク**を活用して、基幹相談支援センターや障がい者支援施設等と連携し対応します。今後、登録者の増加や夜間休日対応の需要が増えてきた時点で、常時の体制整備について検討します。

地域生活支援拠点事業では、緊急時に備えて個々の事情に応じた支援を行うため、障がいのある方の事前の登録が必要です。

◆登録できる方

袖ヶ浦市に在住し、袖ヶ浦市が援護の実施主体となる在宅で生活する障がい者等とし、短期入所等に係る支給決定を受けている方（これから受ける方）。



- 令和4年度は、まずは拠点に係る機能を担う事業所を増やす取組みや、予防的対応という観点から、利用者の緊急時の受入れ対応に係る相談や事前登録、短期入所の体験的な利用などに取り組みます。

成年後見制度利用促進体制整備について

1 はじめに

現在、少子高齢化や核家族化の進行、プライバシー意識の高まりなどにより、地域住民のつながりが希薄化するとともに、地域が抱える問題は多様化・複雑化しています。

また、単身世帯・高齢者のみの世帯・高齢者と障がい者のみの世帯が増加しており、高齢者や障がいのある人は、親族が亡くなるなど身寄りを失うことで、社会的孤立状態に陥りやすいことから、権利擁護を必要とする人は増加傾向にあります。

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る支援者を選任し、財産管理や介護サービス等の利用契約などを行うことで本人を支援する制度であり、近年、利用者数は増加傾向にあります。

本市では、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進するため、令和3年3月に袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画を策定しています。

この計画に基づき、成年後見制度の利用が必要な人を発見して、適切に必要な支援につなげる地域連携体制を構築し、制度の利用促進を図ることを目的に、法律・医療・福祉などの専門職や地域等の関係者による地域連携の中核となる機関を設置し、袖ヶ浦市社会福祉協議会に運営を委託して、社会福祉協議会を中心に市の関係課が一体となって地域連携ネットワークづくりに取り組んでおります。

2 成年後見制度について

(1) 成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である、後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人等」という。）を家庭裁判所が選任し、対象者を法律的に支援する制度です。

選任された後見人等が預貯金等の管理や、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行うことにより、対象者の財産や生活を守ることができます。

成年後見制度は、大きく分けて2つ、任意後見制度と法定後見制度があります。

(2) 任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

(3) 法定後見制度

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた後見人等が、本人の利益を考えながら、家庭裁判所から付与された代理権（本人を代理して契約などの法律行為をする）、同意権（本人が自分で法律行為をするときに同意する）、取消権（本人にとって不利益な法律行為を後から取消する）を行使することによって、本人を保護・支援するものです。

《後見、補佐、補助の違い》

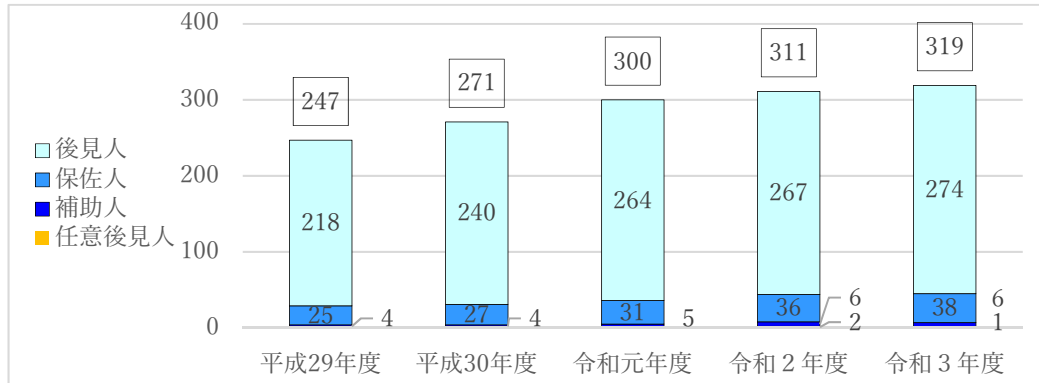
	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく十分でない人	判断能力が十分でない人
支援する人	後見人	保佐人	補助人
申立ができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権	財産に関するすべての法律行為 (本人の同意は不要)	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定める特定の法律行為	
同意権・取消権	日常生活に関する行為 (日用品の買い物等)以外の行為	法律上定められた重要な行為 (相続の承認・住宅の改築等)	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定めた特定の法律行為

3 成年後見制度に関する袖ヶ浦市の現状

(1) 成年後見制度の利用状況

①成年後見制度利用者数の推移

単位：件

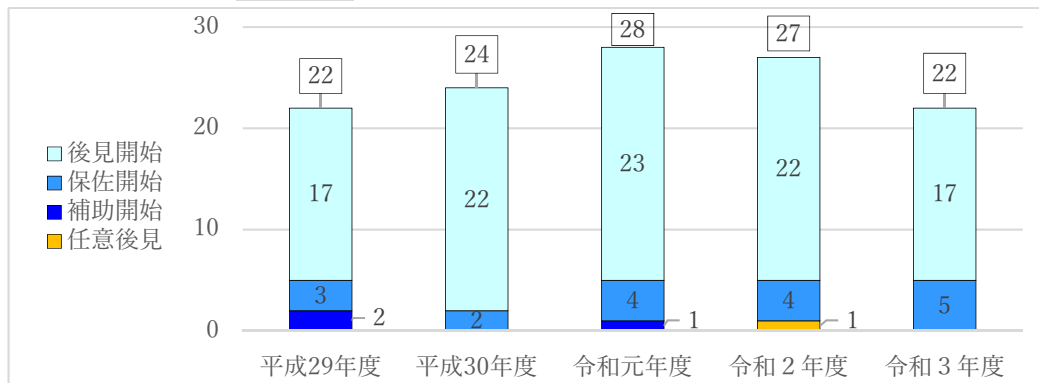


資料：木更津家庭裁判所

(注)被後見人等本人の住所が袖ヶ浦市であるものに限る。令和3年度は12月末までの実績。

②成年後見関係事件申立件数の推移

単位：件

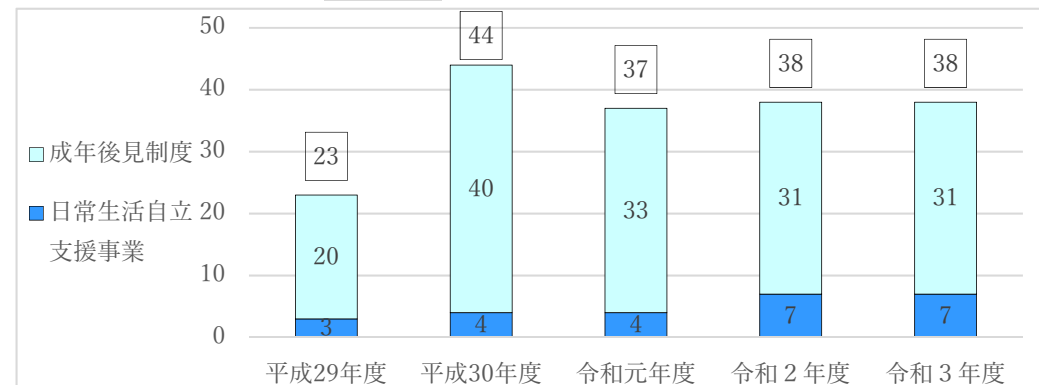


資料：木更津家庭裁判所

(注)被後見人等本人の住所が袖ヶ浦市であるものに限る。令和3年度は12月末までの実績。

③成年後見制度等に関する相談件数の推移

単位：件

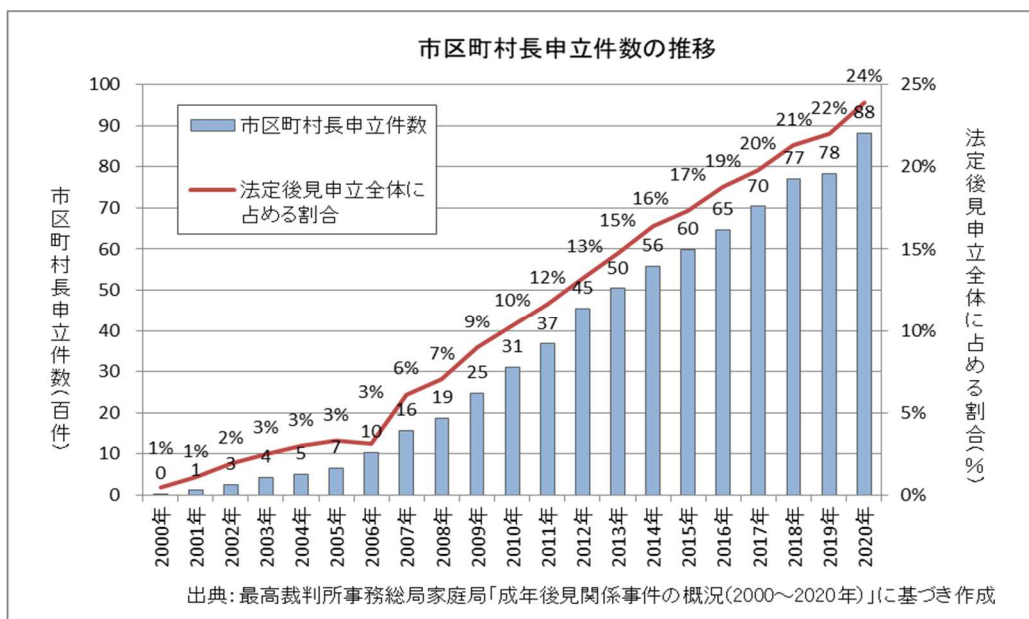


資料：高齢者支援課

(2) 市長申立

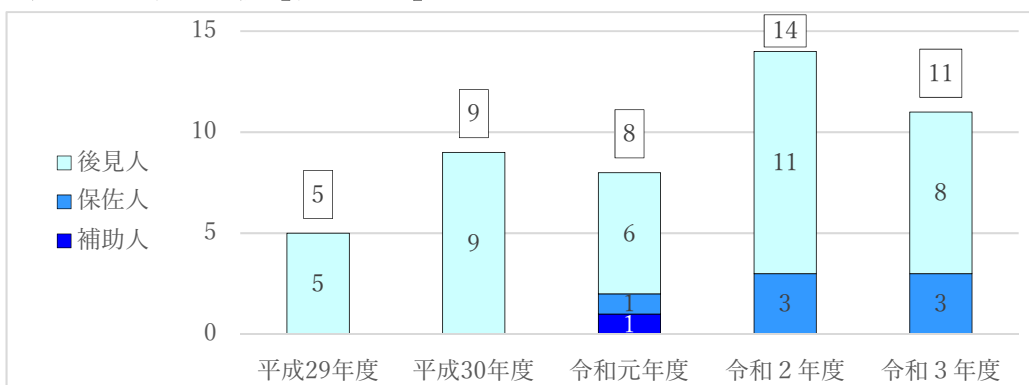
判断能力が十分でなく制度の利用が必要で、二親等内親族が見つからない、親族が関与拒否、虐待の疑いがあるなど、申立を行う親族がいない場合などに、市長による後見等開始審判請求を行っています。

①全国の市町村申立件数の推移



②市長申立件数の推移【袖ヶ浦市】

単位：件



資料：高齢者支援課、障がい者支援課

(3) 法人後見【社会福祉協議会】

袖ヶ浦市社会福祉協議会では、制度利用の受け皿の拡充のため、後見人等を受任する法人後見事業を令和2年度から開始し、令和2年度は5件、令和3年度は8件受任しています。法人として後見業務にあたることで、長期間の後見業務の継続性・信頼性の確保、福祉的ニーズの高いケースへの対応が可能となっています。

4 成年後見制度の利用促進におけるメリット

本人の暮らしや財産の保全・管理が安定することによる本人のQOL (Quality of Life) の向上は、市や地域、事業者など、地域社会にとってもプラスの相乗効果をもたらします。

(1) 本人にとって

- ▶ 本人意思を尊重した尊厳ある生活を個別に実現できる。
- ▶ 専門職（法律・福祉等）の解決力と、継続的な見守りが実施される。
- ▶ ひとりでは介護サービス等の適切な利用（契約）やお金・財産の管理が困難なため、在宅生活の継続や施設の利用ができなかったが、支援を受けて継続できる。
- ▶ 消費者被害や虐待等にあっても本人が理解し抵抗することができなかったが、予防ができる。

(2) 市にとって

- ▶ 後見人等に適切に金銭管理・契約・問題解決等を支援してもらうことで、トラブルの予防につながる。
- ▶ 虐待やセルフネグレクト、消費者被害等第三者からの経済的搾取、権利侵害・孤独死・孤立死への予防につながる。
- ▶ 就労支援、税金滞納・死後の事務・空き家・ゴミ屋敷問題等の防止などになる。

(3) 地域にとって

- ▶ 見守りや後見人等による支援が入ることで、近隣と被後見人とのコミュニケーションが回復する。
- ▶ 意思決定や判断に支援が必要な方が、ともに地域で暮らす姿を目の当たりにすることで、自分や家族の要介護時のありようについてイメージや理解が進み、住み続けやすい地域づくりにつながる。
- ▶ 認知症等により自力で適切な支援を利用できず、栄養・清潔・安全等の面で生活に大きな支障が生じている人の、ゴミ屋敷・事故・孤独死・空き家問題等、地域の困りごとが予防でき、近隣住民にとっても地域での安心した暮らしが守られる。

(4) 事業者・施設等にとって

- ▶ 独居や高齢者のみの世帯等が在宅生活の継続や施設利用を希望した場合、契約者不在、不払い等のリスクを背負い込むことなく、コンプライアンス（法令順守）面でも安心して積極的支援が可能になる。

5 中核機関の事業内容

(1) 成年後見制度に関する広報、啓発活動

- 任意後見制度の利用促進など成年後見制度全般に係るものや中核機関設置の広報を行うためのチラシやパンフレットの作成、配布を行う。
- 制度の普及啓発や市民後見人の活動について理解を得るため、出前講座や講演会など啓発活動を行う。
- 地域住民、行政機関、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、金融機関など本人の身近な支援者に対して、制度利用について周知啓発を行う。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
チラシ、パンフレットの作成及び配布	▶		
市民団体等からの依頼に応じた啓発活動		▶	
早期発見・相談へのつなぎの役割を担う人々への周知啓発	▶		

(2) 権利擁護人材の育成

- 市民後見人育成研修を実施し、成年後見の担い手の育成を図る。
- 市民後見人育成研修の修了者にフォローアップ研修を実施する。
- 育成した市民後見人が法人後見などの実務経験を重ねるなど、権利擁護に関する活動の場を提供し、資質向上のための支援体制を構築する。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民後見人育成研修の実施	▶		
市民後見人フォローアップ研修の実施		▶	
権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築	▶		

(3) 成年後見制度に関する相談、支援体制の構築

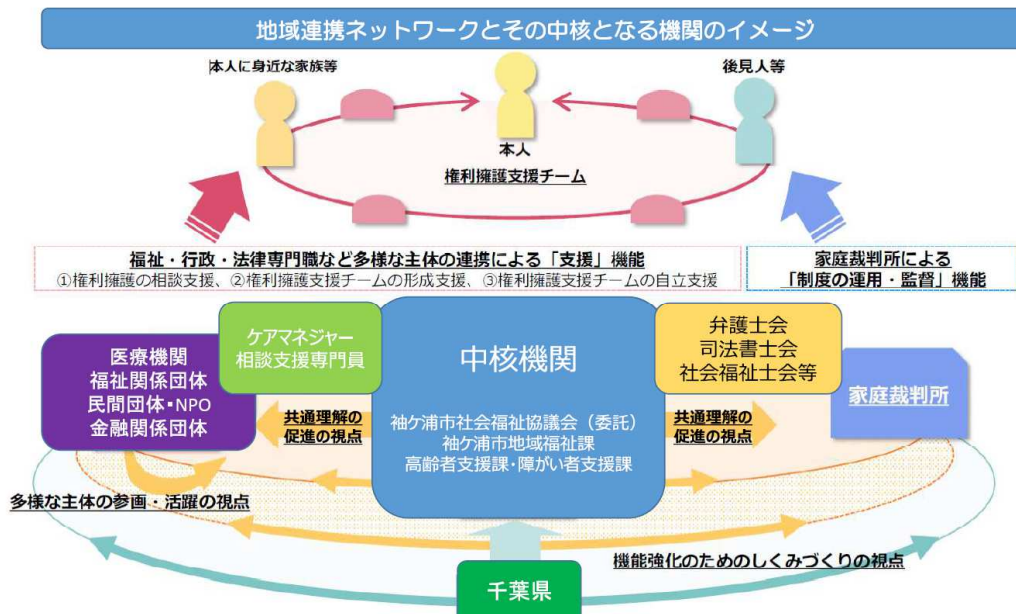
- 成年後見制度に関する相談窓口が明確化することで、住民や関係機関からの相談機会が増えるため、相談が行われやすい体制を構築する。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電話による相談窓口の設置	▶		
訪問による相談体制の整備	▶		

(4) 協議会の設置・運営

- 地域の関係機関などから権利擁護支援の相談を受け、支援の必要性や適切な支援方針について検討する権利擁護支援定例会議を開催する。
- 地域課題の検討、調整及び解決するため、司法・保健・医療・福祉等専門的な視点から多角的に検討を行う権利擁護推進会議を開催する。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
権利擁護支援定例会議の開催(月1回)	→		
権利擁護推進会議の開催(年1回)	→		



※権利擁護支援の地域連携ネットワークは、支援が必要な人を地域や関係機関が支える「権利擁護支援チーム」、関係機関の連携・協力を進めるための「協議会」、個別支援や協議会が適切に実施されるようネットワークのコーディネートを担う中核的な機関となる「中核機関」からなる。

(5) 成年後見制度の利用促進

- 本人又は親族等からの相談を受け、制度の概要説明や申立に関わる相談を受け、書類の書き方を支援する。
- 成年後見等申立に関わる相談を受け、必要に応じ関係機関へ適切につなぐなど、申立手続きを支援する。
- 本人の生活環境や財産状況、抱えている課題などを考慮した上で、適切な後見人候補者推薦の検討の機会を設ける。
- 家庭裁判所がこれまで以上に適切な後見人選任を行えるよう、検討した候補者の情報や選任のイメージ等について家庭裁判所との情報共有に努める。
- 特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる障害者については、家庭裁判所が本人の障害の特性を十分に踏まえた成年後見人等を選任できるよう、適切な情報提供に努める。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本人又は親族による申立手続きの支援	▶		
成年後見等申立に関わる相談、支援	▶		
後見人候補者推薦のための検討		▶	

(6) 後見人等支援

- 後見活動で不明なことや、後見人等一人では解決できない問題などの相談を受け付け、必要に応じて関係機関へつなぐ。
- 選任された後見人等の活動に疑問な点がある場合などの相談を受け付ける。
- 必要に応じて、本人と後見人等を支援する身近な関係者による「支援チーム」の調整・コーディネートを行う。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
親族後見人や市民後見人等の相談受付		▶	
必要に応じた「支援チーム」の調整・コーディネート		▶	

日中サービス支援型共同生活援助の新規指定に係る 報告及び評価について

1 日中サービス支援型共同生活援助の概要

(1) 日中サービス支援型共同生活援助とは

障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型です。短期入所を併設し、地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待され、平成30年4月より創設されました。

(2) 対象者について

主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）です。障害支援区分による制限はありません。

(3) 常時の支援体制の確保について

昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置します。

(4) 定員について

入居定員は2人以上10人以下が基本となりますが、共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されている場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができ、一つの建物の入居定員の合計は20人以下まで可となります。

(5) 支援内容について

利用者のニーズに応じて、日常の生活支援はもとより、利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援を提供します。

日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携が求められます。

2 日中サービス支援型共同生活援助の評価について

運営にあたっては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとされています。

また、知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を知事に提出することとされています。

参考

日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者が市町村協議会等に対して運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受ける場合について（千葉県通知）（抜粋）

「なお、知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、施行規則第34条の19第1項第15号に規定する事項として、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を知事に提出するものとする。」とされていますが、この「知事が必要と認める場合」とは下記のとおりとします。

（抜粋）

解釈通知4-(2)-③-オで定める「知事が特に必要があると認めるとき」に該当するか判断が必要な場合

4 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

(2) 設備に関する基準

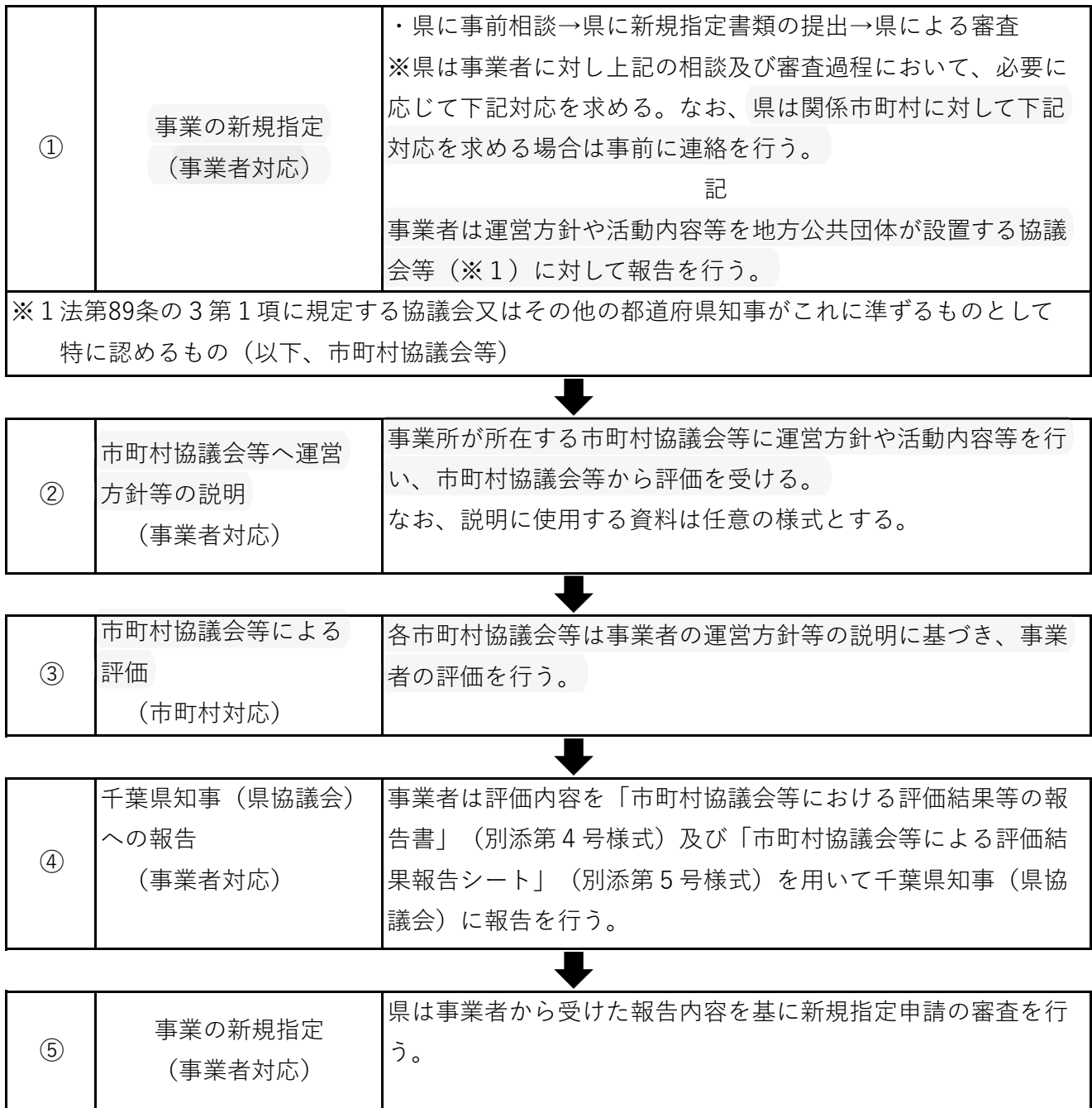
③ 共同生活住居（条例第201条の6第3項から第6項まで）

オ 同一敷地内に二以上の共同生活住居がある場合にあつては、当該敷地における共同生活住居の入居定員の合計は20人以下とするものであるが、「知事が特に必要があると認めるとき」は、入居定員の合計は40人以下とすることができるものである。

この場合、「知事が特に必要があると認めるとき」とは、個別の事案において判断されるものであるが、例えば次のようなものが考えられる。

イ 同一の事業者が運営する入所施設を退所する障害支援区分4以上の者を、入居定員の合計の過半数を超えて受け入れるものと認められる場合。

日中サービス支援型共同生活援助における市町村協議会等への報告フロー図
 (知事が認める場合における新規指定申請にあたって) 市町村・事業者共通



市町村協議会等による評価結果報告シート

市町村協議会等名	
評価結果等の概要	
※市町村協議会等は、評価結果等報告シートの作成に当たって地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、当該事業における運営方針及び活動内容等について評価を行う事。	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

市町村協議会長名または市町村長名

印

「ふる里学舎蔵波日中サービス支援型グループホーム」

事業計画書

住 居 名：サエラ蔵波参号館

定 員：日中サービス支援型20名 短期入所2名

職員配置：管理者 サービス管理責任者 生活支援員 世話人配置5：1 看護師

開所予定：令和5年9月1日

1. 運営方針

地域で暮らす重度高齢障害者及び施設入所者の地域移行希望者等の暮らしの場として機能し、それぞれのニーズに応じた生活支援全般を提供する。

また、ふる里学舎蔵波（施設入所支援80名・生活介護80名・短期入所30名）と密に連携し、地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場としても機能していく。

運営にあたっては、相談支援事業所、他の障害福祉サービス事業所、行政等との緊密な連携に努める。

2. 支援内容

利用者の個別の状況にあわせ、日常生活全般を支援する。なお、日中活動支援については、入居されるお一人お一人のニーズをしっかりと受け止め、より充実した活動機会を得られるよう配慮する。

また、余暇や社会生活支援（外出・通院）等も適宜行う。

（1）日常生活支援

食事、入浴、排泄、健康管理等の支援を行う。

（2）日中活動支援

地域の障害福祉サービス事業所等への通所が可能な方については、極力通所による支援が受けられるよう関係機関との調整を図る。

通所による支援を受けることが難しい方については、ホーム内でそれぞれに適した活動の場を提供し、日中活動の充実を図り、生きがい等を創出していく。

（3）社会生活支援

後見人や居宅介護事業所等をはじめとした地域の関係機関と連携のうえ、余暇や通院等の外出支援、金銭管理支援等を行う。

（4）その他の支援

生活を営む上で必要な支援を関係機関と連携のうえ、適宜提供する。

3. 医療機関

囑託医 kenクリニック

協力医 五味クリニック 房総メディカルクリニック さつき台病院

磯ヶ谷病院 木更津病院 あねさき林クリニック ちばENTクリニック

長浦マリン歯科

